

学校において予防すべき感染症

■ 感染症の種類と出席停止期間の基準

感染症の種類		出席停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第2種（学校で流行しやすい感染症） ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、出席停止期間はこの限りではない	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナ感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（ブルー熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 [※] 感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）	
	サルモネラ感染症 (腸チフス、パラチフスを除く)	
	カンピロバクター感染症	
	マイコプラズマ感染症	
	インフルエンザ菌感染症	
	肺炎球菌感染症	
	溶連菌感染症	
	A型肝炎	
	B型肝炎	
	手足口病	
	ヘルパンギーナ	
	伝染性紅斑	
	急性細気管支炎 (RSウイルス感染症など)	
	EBウイルス感染症	学校で流行が起った場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置を執ることができる
	単純ヘルペス感染症	医師から感染の恐れがあるため登校を控えるように指示された場合にのみ届け出してください。
	帯状疱疹など	

☆参考資料：「学校において予防すべき感染症の解説」（日本学校保健会）